

2020(令和2)年9月17日

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課課長
笹子 宗一郎 様

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕



第8期介護保険事業計画における移動支援（訪問型サービスD等）の普及拡大に関する要望

謹啓 新型感染症拡大防止に係る日夜のご尽力に感謝と敬意を表します。

さて、近年、高齢独居や高齢者のみ世帯が増加しており、また高齢運転者の免許返納が進むなかで、どの自治体においても移動・外出支援のニーズは高くなっています。しかし、これらのニーズをすべて交通事業者によるサービスで支援するには財政的に厳しい状況があり、高齢者のうち要支援者・要介護者に対しては、全国各地でインフォーマルなサービスである福祉有償運送団体による移動支援が行われてきました。さらに、最近では住民ボランティアによる活動や、社会福祉法人の公益的な取組との連携・協働も広がってきています。外出して交流等を促進することは介護予防につながり、公共交通を利用することが難しい高齢者にとってこれらの移動支援はライフラインです。それらを持続可能なものとするためには行政による支援が不可欠です。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）による支援は、今後より一層の充実を図るべきです。

総合事業に移動支援（訪問型サービスD等）が例示されて5年が経ちますが、導入している市町村は、2020(令和2)年3月末現在、全国で70ほどにとどまっています。市町村が導入をためらう要因には、事故による不安や担い手不足もありますが、主として情報不足による道路運送法や総合事業に対する理解不足があります。

一方で、地域支援事業実施要綱の改正によりボランティアに対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になったことで、訪問型サービスB・Dの補助を活用して、幅広い担い手の参加を得ることも期待されます。2021年度から要介護者が総合事業の対象になると、福祉有償運送の活用の可能性も高まると考えられます。このように環境が整いつつある今だからこそ、あらためて移動支援（訪問型サービスD等）に対する市町村の意識を変えていく必要があります。

全国の市町村は来年4月からの第8期介護保険事業計画等の策定に取り組んでいます。7月27日の社会保障審議会介護保険部会に示された第8期の計画策定にむけた基本指針見直し案では、

「総合事業は多様な主体による多様なサービスの提供体制の確立が重要」、「NPO やボランティア、地域組織等の活動を支援することが重要」とされています。また、「通いの場を国の目標(2025 年までに高齢者の8%の参加率とする)を勘案して設定することも望ましい」とされており、大きな目標数値に近づくためには、地域のサロン等に送迎サービスを付加する、すなわち訪問型サービス D 等の導入は不可欠といえます。

訪問型サービスB・Dが広く活用されるよう、国土交通省との調整はもとより、市町村の第 8 期介護保険事業計画等に訪問型サービス D 等がメニューとして加えられるようにするなど、自治体に対し支援・指導されますことを強く要望いたします。

謹白

【連絡先】〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1 丁目 1-2 山崎ビル 204

電話:03-3706-0626 FAX:03-3706-0661

e-mail: info@zenkoku-ido.net

<http://www.zenkoku-ido.net/>